

旧簡易水道事業等における経営状況の分析について

令和2年10月

総務省自治財政局公営企業経営室

目次

1 統合上水道事業の経営状況	… P.	2
2 統合上水道事業の類型別分析		
(1) 統合上水道事業の経営指標	… P.	5
(2) 旧簡易水道区域の給水人口比率	… P.	10
(3) 条件不利地域等	… P.	12
(参考) 簡易水道事業統合前後の給水原価と料金単価の関係	… P.	20

統合上水道事業の経営状況

統合上水道事業の経営状況

- 統合上水道事業全体の経営状況は、上水道事業全体と比較し、**資本費が高く、1m³当たりの管路延長が長い**。料金回収率については上水道事業と同様、100%を越えている。
- 簡易水道事業全体の経営状況は、上水道事業全体と比較し、**資本費・給水原価が高く、料金回収率も低い**。

指標	上水道事業 (1,269団体)	統合上水道事業		簡易水道事業 (544団体)
		うち統合上水道事業 (487団体)	うち統合上水道事業以外 (782団体)	
資本費平均	74.4円	86.4円	69.7円	152.8円
給水原価平均	166.7円	169.4円	165.6円	292.5円
料金単価平均	173.6円	173.8円	173.6円	163.0円
料金回収率平均	104.2%	102.6%	104.8%	55.7%
1m ³ 当たり管路延長平均	0.054m/m ³	0.081m/m ³	0.044m/m ³	0.243m/m ³
管路更新率平均	0.70%	0.58%	0.79%	0.52%

(出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査及びアンケート調査

※1 平均は加重平均で算出

※2 料金回収率とは、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、計算式は「料金単価／給水原価」。なお、給水原価は、法適用事業は減価償却費で、法非適用事業は地方債償還金により算出。

《参考》経営指標等の算出方法

○ 資本費

【上水道事業】 = $(\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入} + \text{企業債利息} + \text{受水費中資本費}) \div \text{年間総有収水量}$

【簡易水道事業】 = $(\text{地方債償還金} + \text{地方債利息} + \text{受水費中資本費}) \div \text{年間総有収水量}$

○ 給水原価

【法適用事業】 = $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入} \} \div \text{年間総有収水量}$

【法非適用事業】 = $(\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金} - \text{繰上償還金分}) \div \text{年間総有収水量}$

○ 料金単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

○ 料金回収率 = (料金単価 ÷ 給水原価) × 100 (法適・法非適で異なる)

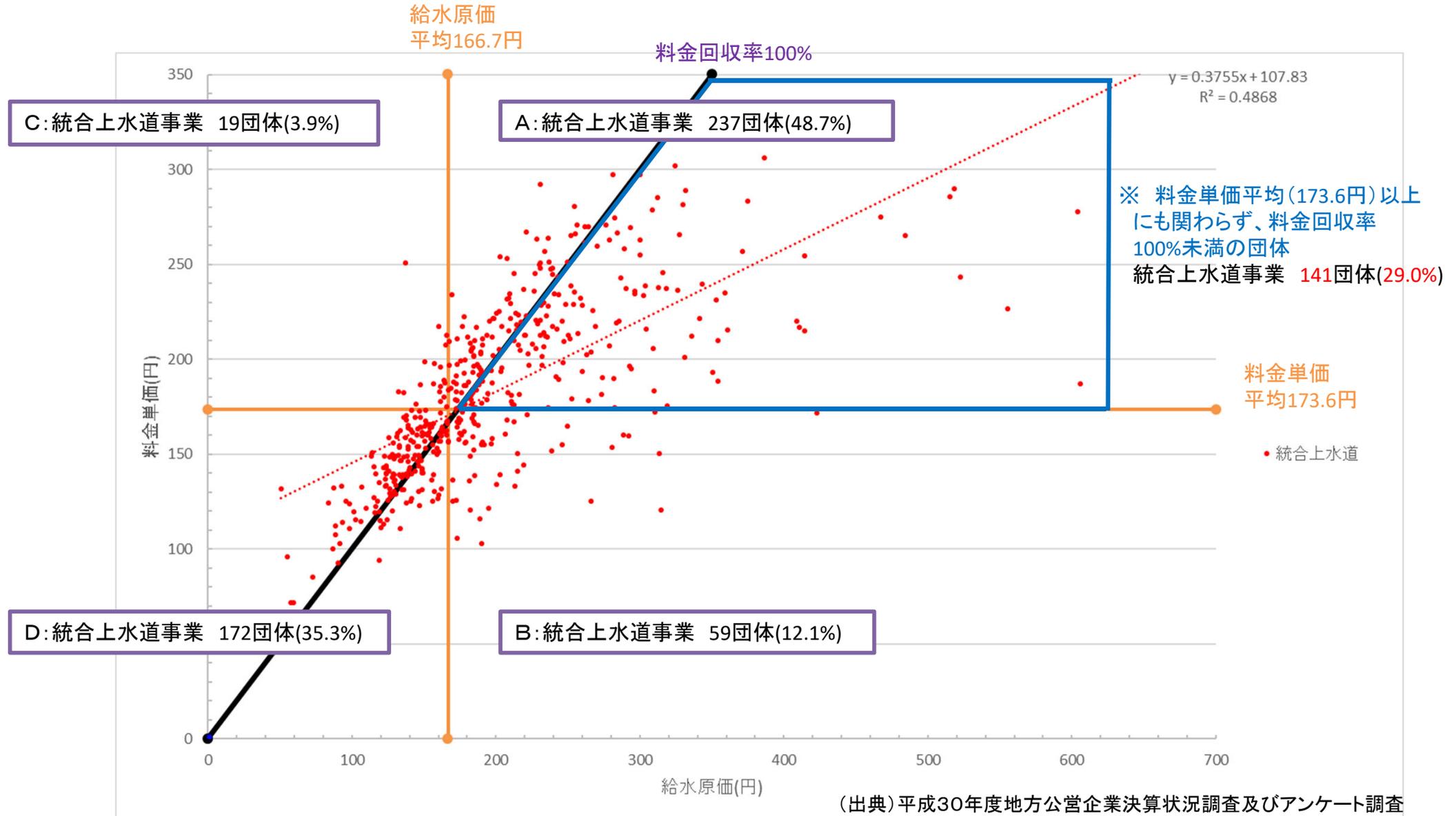
○ 1m³あたり管路延長 = 管路延長 ÷ 年間総有収水量

○ 管路更新率 = 当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長 × 100

統合上水道事業の経営指標

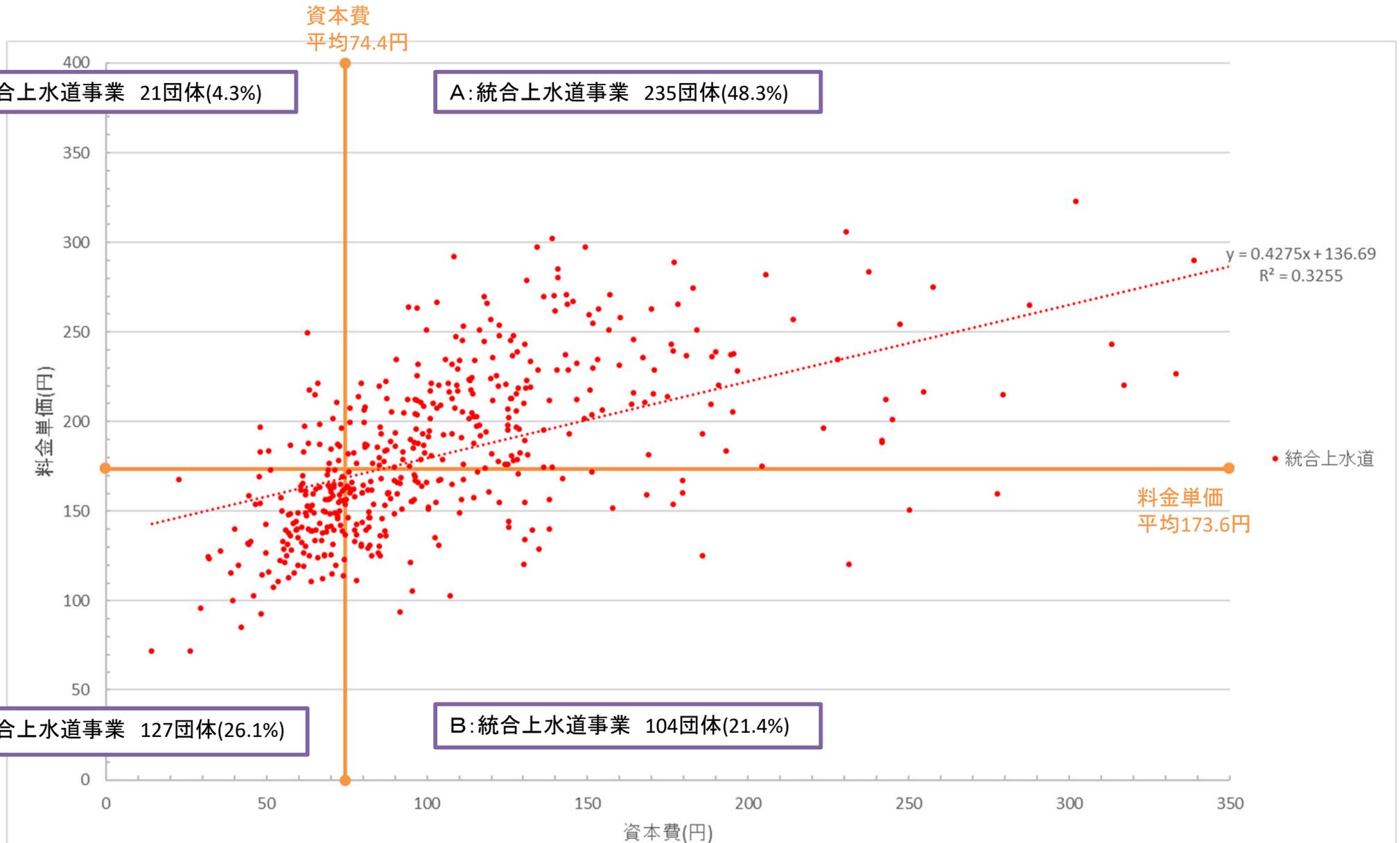
給水原価と料金単価

- 給水原価が上水道事業全体の平均を上回っている団体が、**296団体/487団体 (60.8%)** となっており、さらに料金単価が上水道事業全体の平均以上の団体は、**237団体/487団体 (48.7%)** となっている。
- また、料金単価が上水道事業全体の平均以上にもかかわらず、料金回収率が100%未満の団体（青枠内）は、**141団体/487団体 (29.0%)** となっている。



資本費と料金単価

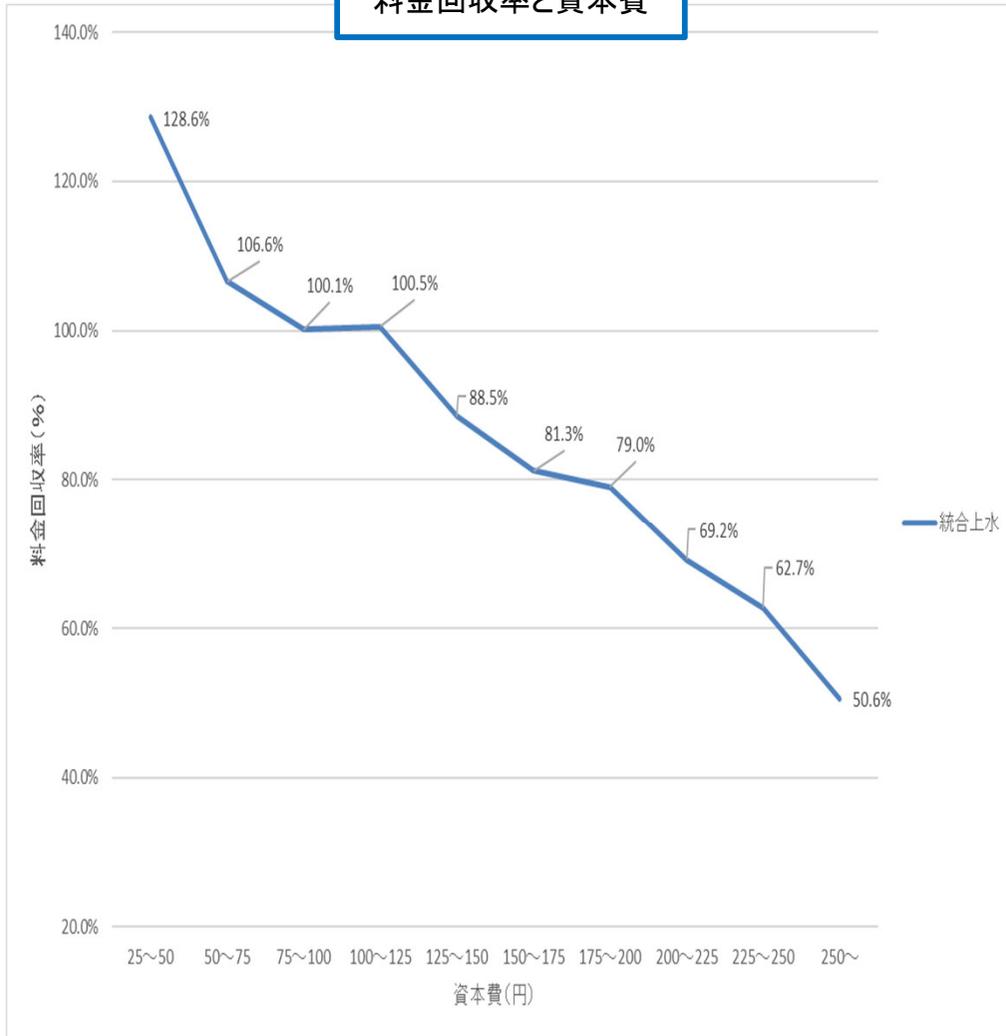
○ 資本費が上水道事業全体の平均を上回っている団体が、**339団体/487団体 (69.6%)** となっており、さらに料金単価が上水道事業全体の平均以上の団体は、**235団体/487団体 (48.3%)** となっている。



統合上水道事業の料金回収率と資本費・給水原価の関係

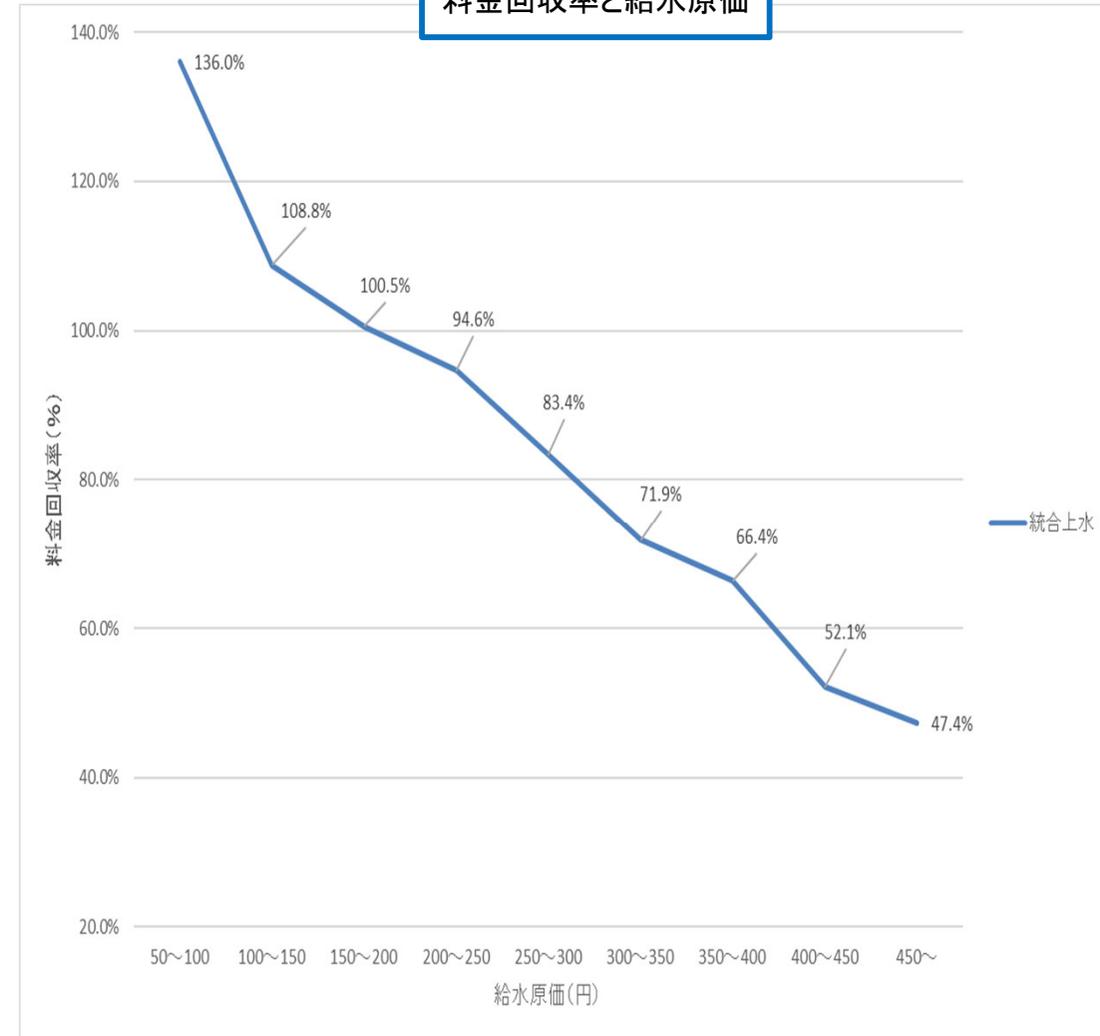
- 料金回収率と資本費、料金回収率と給水原価の関係を示している。
- 統合上水道事業を類型ごとに比較すると、資本費が高い又は給水原価が高い類型になると、料金回収率が低い傾向にある。

料金回収率と資本費



※有収水量あたり資本費25円ごとの団体ごとに料金回収率の平均値をプロット
 ※料金回収率は単純平均で算出

料金回収率と給水原価

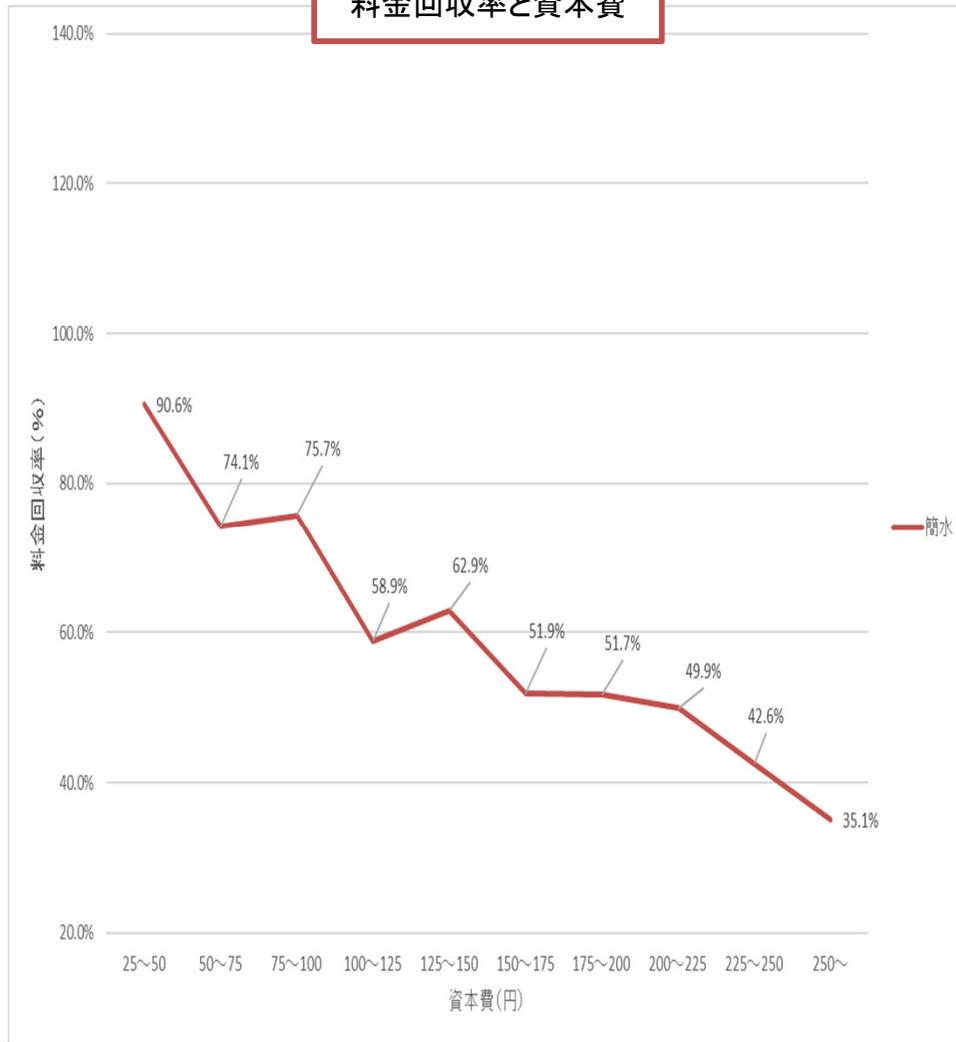


※有収水量あたり給水原価50円ごとの団体ごとに料金回収率の平均値をプロット
 (出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査及びアンケート調査

(参考)簡易水道事業の料金回収率と資本費・給水原価の関係

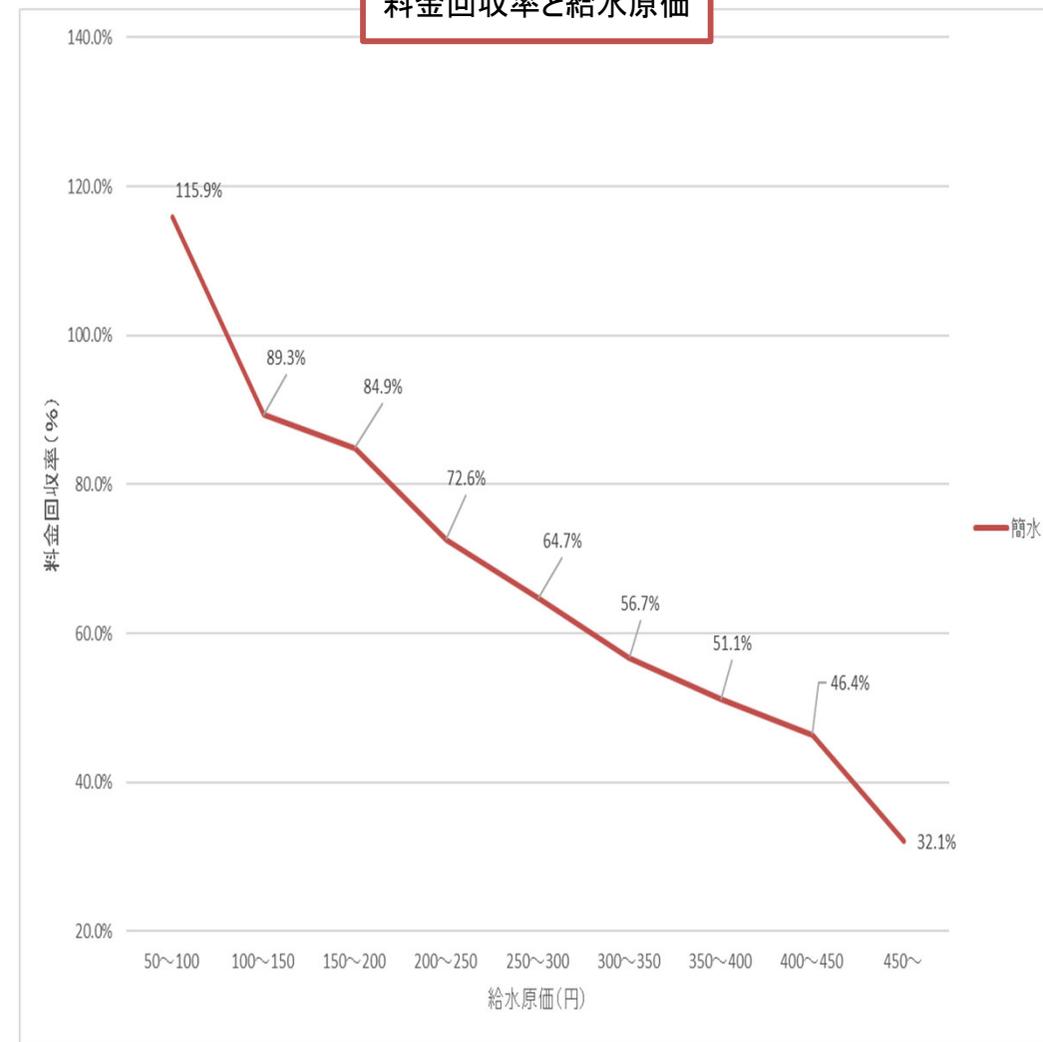
- 簡易水道事業については、全体的に料金回収率が低い傾向にある。
- また、類型ごとに比較すると、統合上水道事業と同様、資本費が高い又は給水原価が高い類型になると、料金回収率が低い傾向にある。

料金回収率と資本費



※有収水量あたり資本費25円ごとの団体ごとに料金回収率の平均値をプロット
 ※料金回収率は単純平均で算出

料金回収率と給水原価

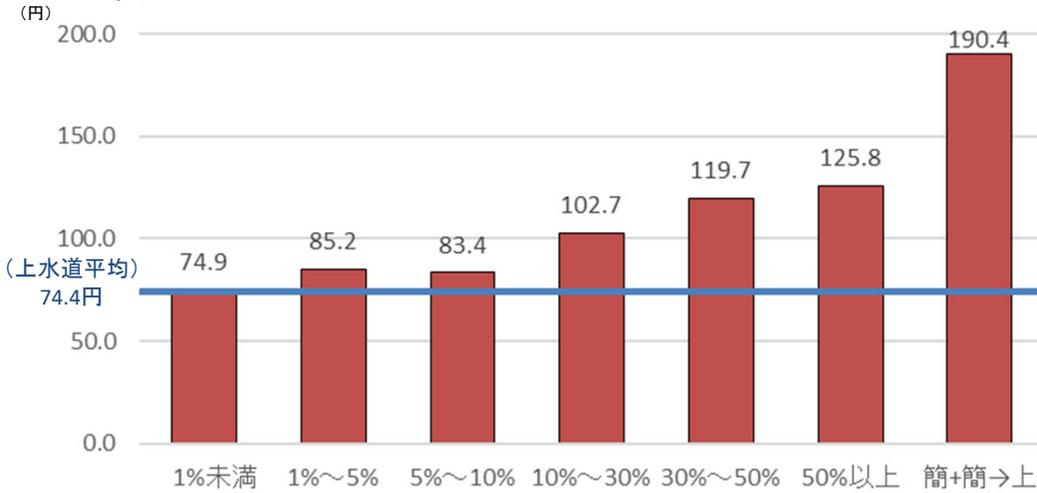


※有収水量あたり給水原価50円ごとの団体ごとに料金回収率の平均値をプロット
 (出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査及びアンケート調査

旧簡易水道区域の給水人口比率

旧簡易水道区域の給水人口比率別分析

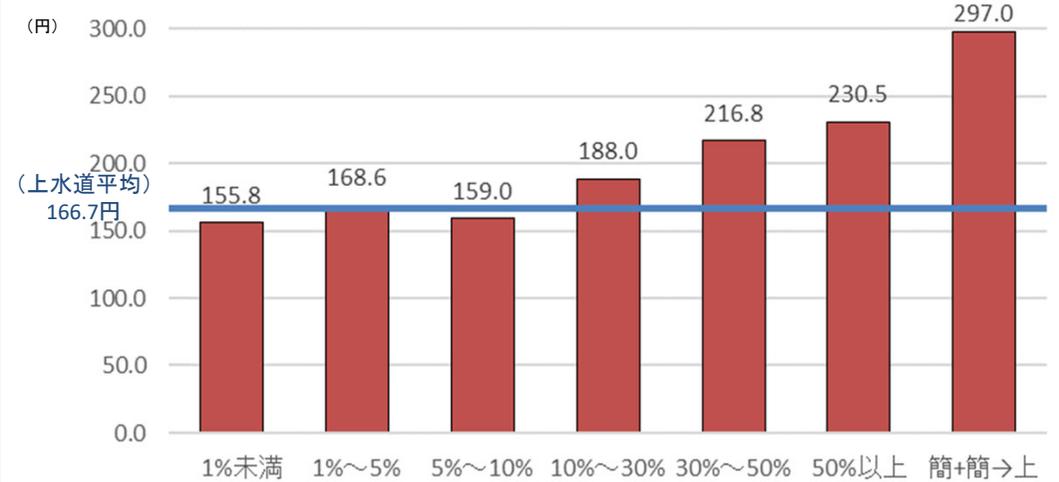
○資本費平均



団体数	86	109	64	122	46	26	34
-----	----	-----	----	-----	----	----	----

■ 資本費平均

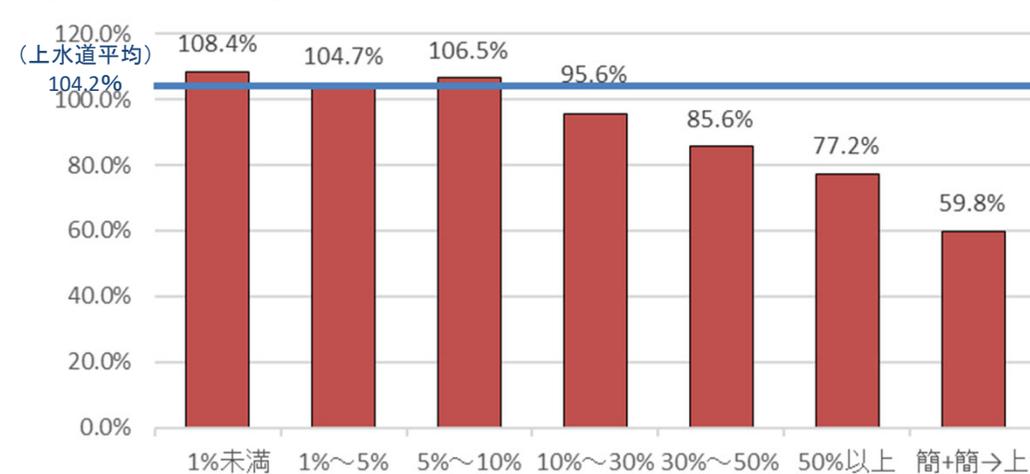
○給水原価平均



団体数	86	109	64	122	46	26	34
-----	----	-----	----	-----	----	----	----

■ 給水原価平均

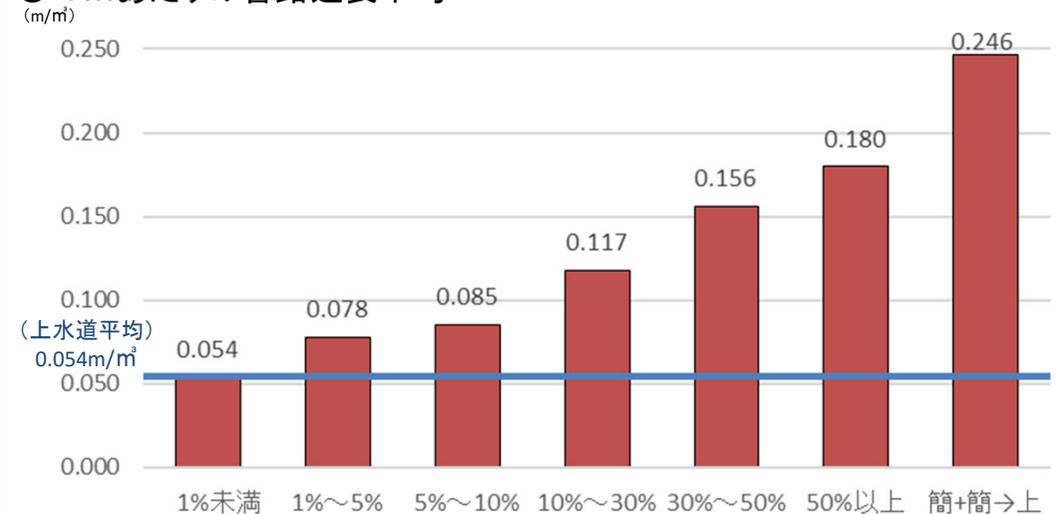
○料金回収率平均



団体数	86	109	64	122	46	26	34
-----	----	-----	----	-----	----	----	----

■ 料金回収率平均

○1㎡あたりの管路延長平均



団体数	86	109	64	122	46	26	34
-----	----	-----	----	-----	----	----	----

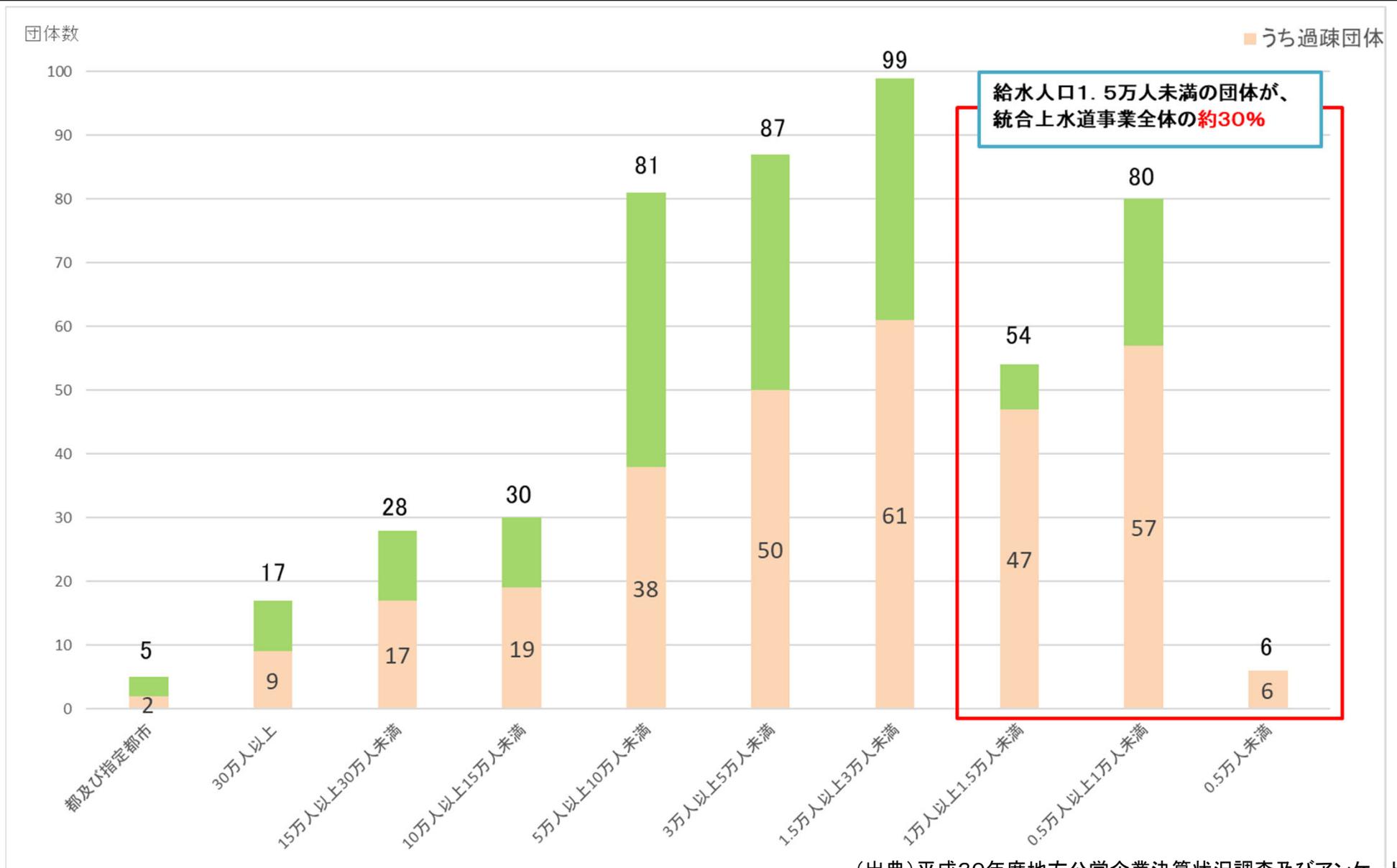
■ 1㎡あたり管路延長平均

※ 平均は加重平均で算出

条件不利地域等

統合上水道事業の給水人口規模別の団体数

- 給水人口規模1.5万人未満の団体が約30%を占めており、規模が比較的小さい団体が多い。
- さらに、規模が比較的小さい団体は、過疎団体の占める割合も高い。



過疎市町村の経営状況

指標	統合上水道事業 (487団体：右記の上水道事業1,269団体の内数)			上水道事業 (1,269団体)	簡易水道事業 (544団体)
	計	うち過疎団体 (306団体)	うち非過疎団体 (181団体)		
※ 平均は加重平均で算出					
資本費平均	86.4円	95.1円	75.4円	74.4円	152.8円
給水原価平均	169.4円	182.4円	152.8円	166.7円	292.5円
料金単価平均	173.8円	182.4円	162.9円	173.6円	163.0円
料金回収率平均	102.6%	100.0%	106.6%	104.2%	55.7%
1m ³ あたり管路延長平均	0.081m/m ³	0.093m/m ³	0.066m/m ³	0.054m/m ³	0.243m/m ³
管路更新率平均	0.58%	0.59%	0.56%	0.70%	0.52%

(出典)平成30年度地方公営企業決算状況調査及びアンケート調査

- 資本費 = (減価償却費 - 長期前受金戻入 + 企業債利息 + 受水費中資本費) ÷ 年間総有収水量
- 給水原価 = $\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$
職員給与費、支払利息、減価償却費、委託料、負担金、受水費、受託工事費等
- ※ 簡易水道(法非適用)の資本費、給水原価は、減価償却費ではなく、地方債償還金で算定するなど、上記とは異なる算定式。
- 料金単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量
- 料金回収率 = (料金単価 ÷ 給水原価) × 100
- 1m³あたり管路延長 = 管路延長 ÷ 年間総有収水量
- 管路更新率 = 当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長 × 100

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に期限が到来。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和2.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

III 各種施策

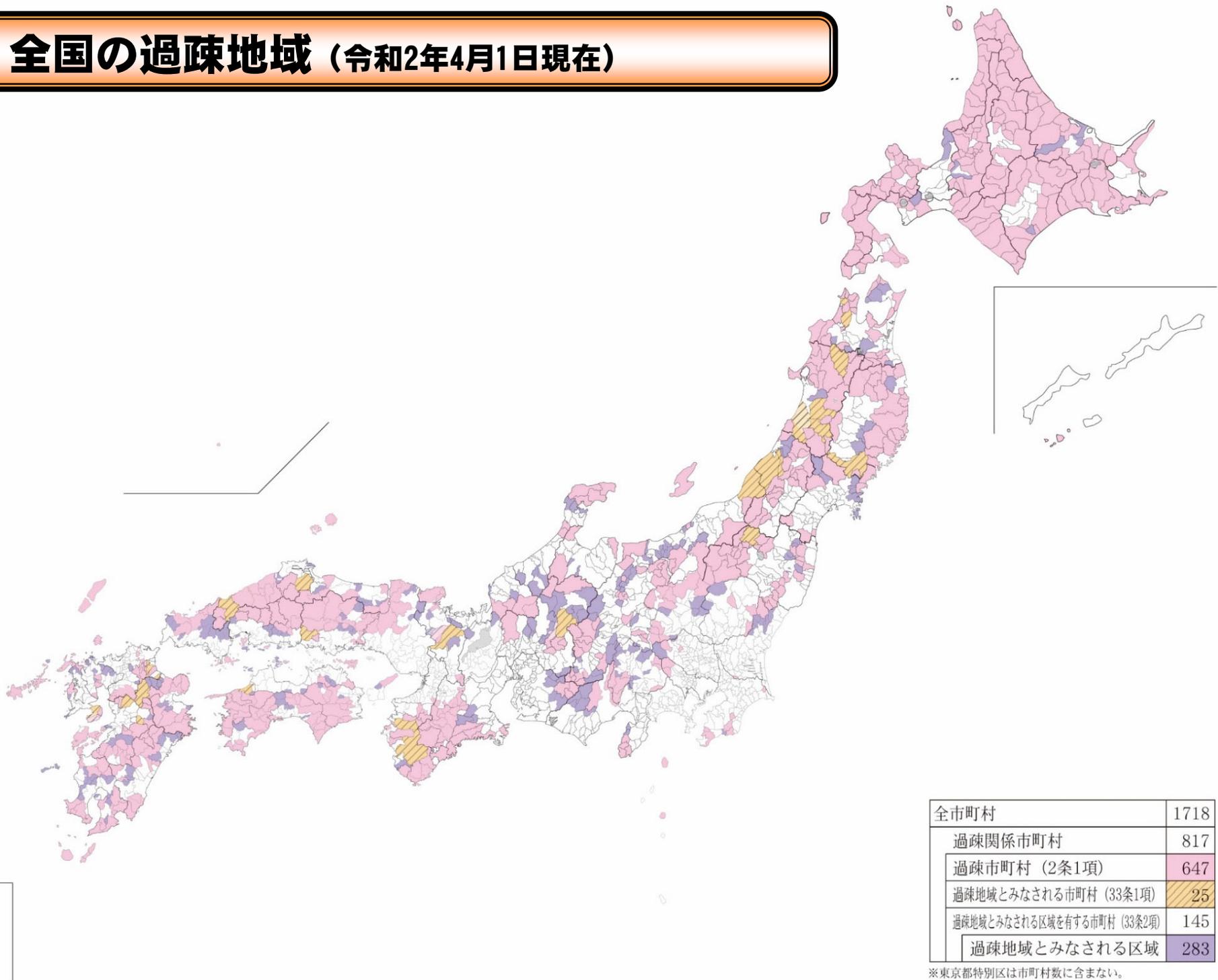
(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(令和2年度計画額4,700億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
 - ・簡易水道施設については、昭和45年より対象。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金(令和2年度予算額:6.9億円)

全国の過疎地域（令和2年4月1日現在）



全市町村	1718
過疎関係市町村	817
過疎市町村（2条1項）	647
過疎地域とみなされる市町村（33条1項）	25
過疎地域とみなされる区域を有する市町村（33条2項）	145
過疎地域とみなされる区域	283

※東京都特別区は市町村数に含まない。

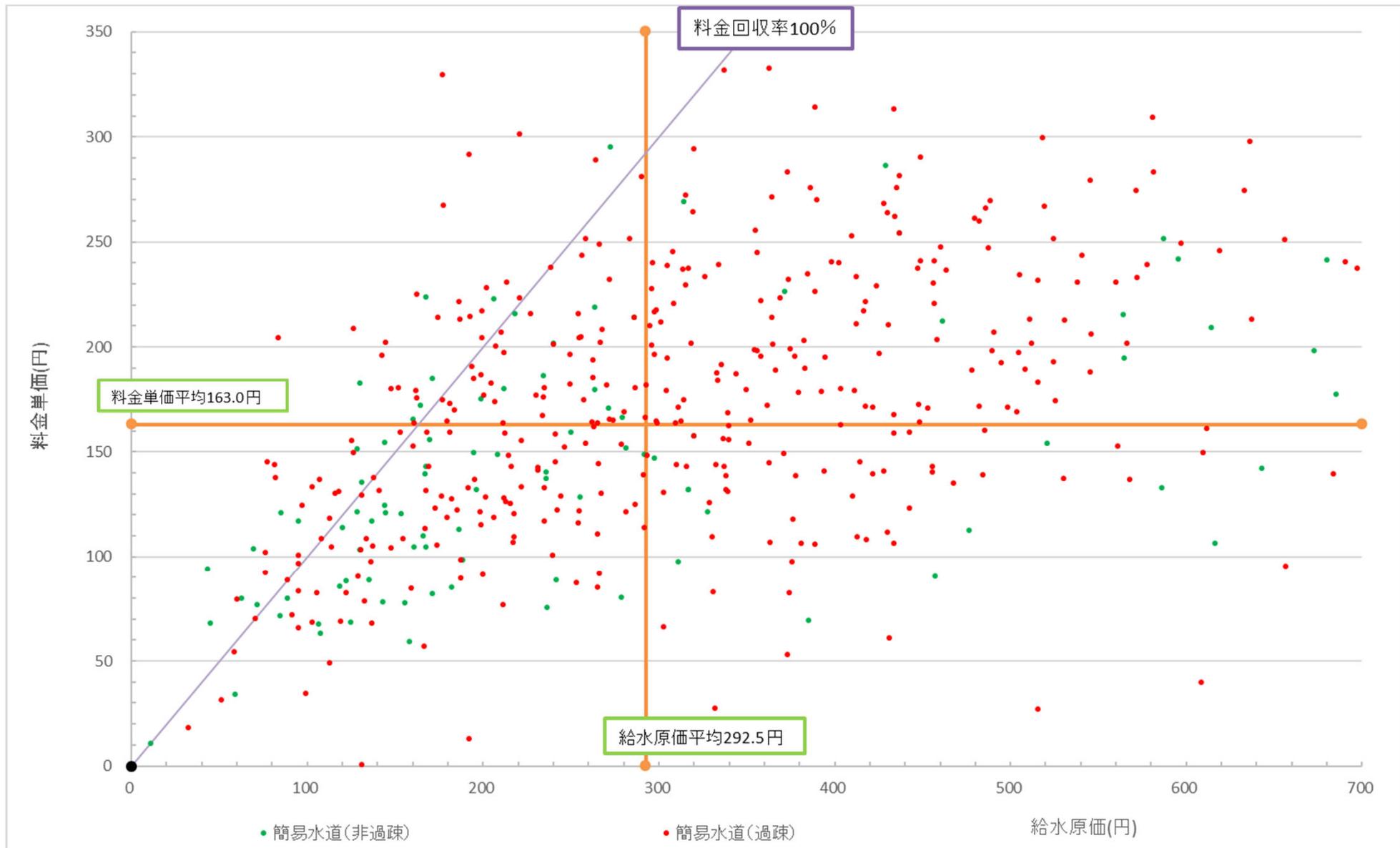
統合上水道事業の給水原価と料金単価（過疎・非過疎）

- 全体的に料金回収率は100%近傍にある事業が多いが、過疎団体は非過疎団体と比較して給水原価が高い傾向にある。



(参考) 簡易水道事業の給水原価と料金単価 (過疎・非過疎)

- 全体的に料金回収率100%を示すラインを下回る団体が多数を占めている。
- 過疎団体は非過疎団体と比較して給水原価が高い傾向にある。



過疎地域の統合上水道事業の地方財政措置等

	簡易水道事業	統合上水道事業の旧簡易水道区域
通常	<p>※国庫補助対象事業及び地方単独事業</p>	<p>※国庫補助対象事業のみ</p>
過疎辺地の場合	<p>※国庫補助対象事業及び地方単独事業</p>	<p>※国庫補助対象事業のみ</p>

H29に拡充
繰出金 50%⇒60%
交付税 50%⇒70%

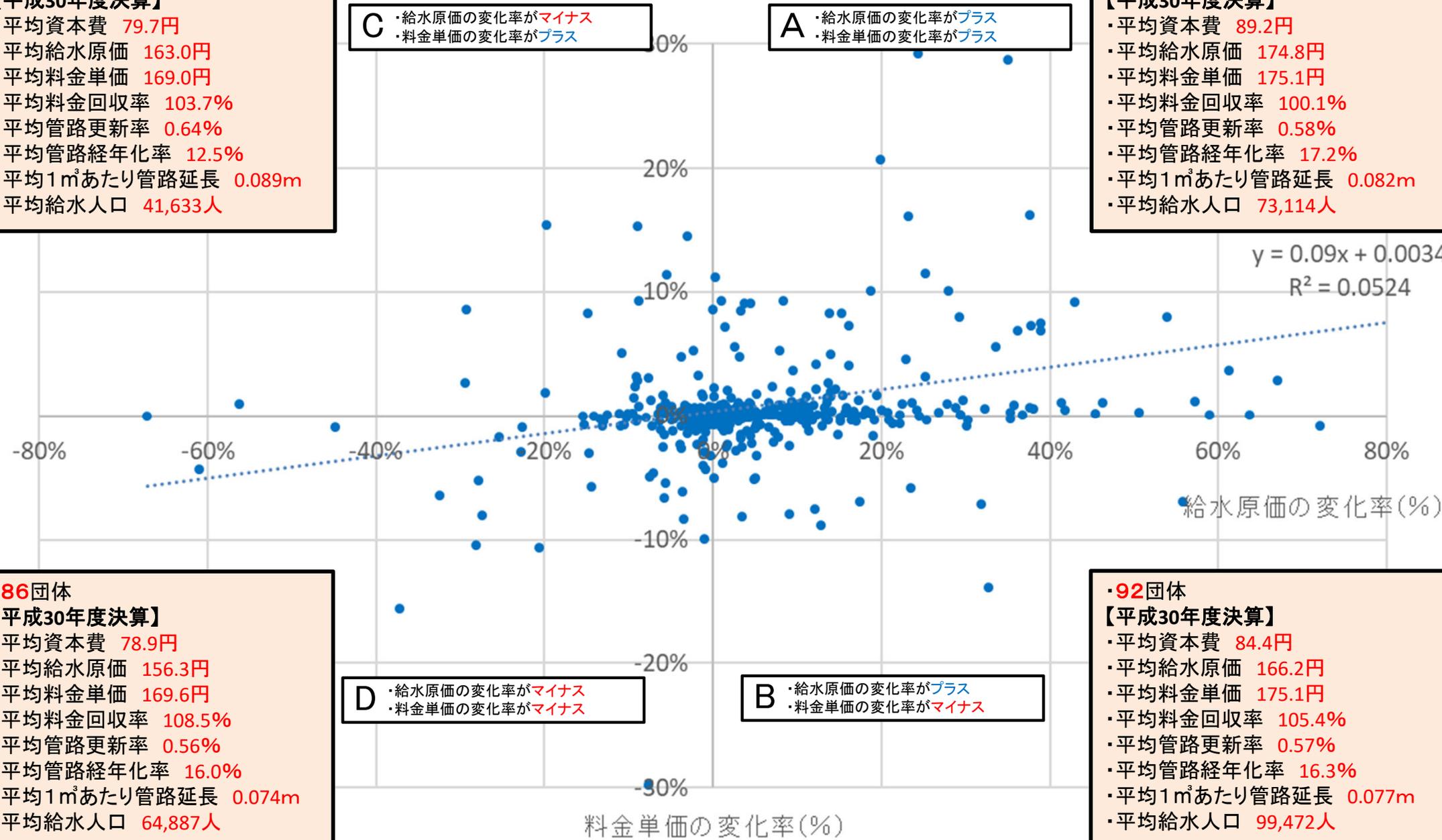
(参考)

簡易水道事業統合前後の給水原価と料金単価の関係

簡易水道事業統合前後の給水原価と料金単価の関係

- ・62団体
- 【平成30年度決算】
- ・平均資本費 79.7円
- ・平均給水原価 163.0円
- ・平均料金単価 169.0円
- ・平均料金回収率 103.7%
- ・平均管路更新率 0.64%
- ・平均管路経年化率 12.5%
- ・平均1㎡あたり管路延長 0.089m
- ・平均給水人口 41,633人

- ・212団体
- 【平成30年度決算】
- ・平均資本費 89.2円
- ・平均給水原価 174.8円
- ・平均料金単価 175.1円
- ・平均料金回収率 100.1%
- ・平均管路更新率 0.58%
- ・平均管路経年化率 17.2%
- ・平均1㎡あたり管路延長 0.082m
- ・平均給水人口 73,114人



C ・給水原価の変化率がマイナス
・料金単価の変化率がプラス

A ・給水原価の変化率がプラス
・料金単価の変化率がプラス

D ・給水原価の変化率がマイナス
・料金単価の変化率がマイナス

B ・給水原価の変化率がプラス
・料金単価の変化率がマイナス

- ・86団体
- 【平成30年度決算】
- ・平均資本費 78.9円
- ・平均給水原価 156.3円
- ・平均料金単価 169.6円
- ・平均料金回収率 108.5%
- ・平均管路更新率 0.56%
- ・平均管路経年化率 16.0%
- ・平均1㎡あたり管路延長 0.074m
- ・平均給水人口 64,887人

- ・92団体
- 【平成30年度決算】
- ・平均資本費 84.4円
- ・平均給水原価 166.2円
- ・平均料金単価 175.1円
- ・平均料金回収率 105.4%
- ・平均管路更新率 0.57%
- ・平均管路経年化率 16.3%
- ・平均1㎡あたり管路延長 0.077m
- ・平均給水人口 99,472人

※1 平均は加重平均で算出
 ※2 複数の簡易水道事業が統合した上水道事業（34団体）及び香川県広域水道企業団は集計対象から除外。

簡易水道事業統合前後の料金単価増減の要因例

料金単価減少の要因例

- 簡易水道事業統合に伴う上水道事業の水道料金の引き下げを実施したため。
- 統合直後は水道料金を統一しておらず、上水道事業より安価な水道料金の旧簡易水道事業があったため。
- 水道料金は統一したが、上水道事業より安価な旧簡易水道区域の料金について、段階的な軽減措置を実施したため。

料金単価増加の要因例

- 水道料金が統合前の上水道区域を上回っていた簡易水道事業を統合し、統合直後もその料金設定を維持したため。
また、水道料金の高い旧簡易水道区域人口が旧上水道区域人口を上回っていたことも要因。

(参考) 指標算出方法

- 料金単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量
- 給水原価 = {経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入} ÷ 年間総有収水量